

消防職員の懲戒処分について

消防職員の処分を行いましたので、お知らせします。

このたびの消防職員の不祥事につきましては、市民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げるとともに、再発防止に向けて職員の綱紀の保持および服務規律の確保を徹底してまいります。

1 被処分者および処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央消防署	消防士	24歳	男	停職 6月

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央消防署	署長	59歳	男	消防長口頭注意

2 処分年月日

令和6年5月2日(木)

3 事案概要

当事者は、令和5年10月頃から令和6年3月までの間、出張所内において、夜間勤務中に更衣室内の他の職員の財布から、少なくとも10回にわたり、合計113,000円を窃取したものの。

4 再発防止の取り組み

- 不祥事防止対策検討委員会において取り組むこととしている対策方針に従い、各種取り組みを確実に実行していく。
- 本日付で「綱紀の保持について(通達)」を発出し、消防職員の服務・倫理に関する教育について徹底を図っていく。